

参考資料 3

厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等に関する参考資料

令和5年9月21日

第6回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2. 情報システムの適正化
- 3. 組織改革・研修の拡充等
- 4. データの利活用・一元的な保存の推進
- 5. E B P M の実践を通じた統計の利活用の促進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

令和4年度におけるPDCAによる点検・評価結果（概要）

○令和4年度においては、23調査を対象に点検・評価を実施。

○点検の結果、調査計画と実査等が整合していなかった事案が17調査・26件^(注1)見つかった。

- ・ 計画で定めた抽出方法とは異なる手法で、報告者を抽出していた（2件）。➡ 実査前に発生した不整合（合計2件（全体の7.7%））
 - ・ 計画上の調査方法とは異なる調査系統^(注2)で、調査票の配布や回収を行っていた（2件）。
 - ・ 計画で定めた調査期間（調査の配布～回収）と、実際の調査期間が乖離していた（2件）。
 - ・ 計画上の集計事項の中に、未集計や未公表だった事項があった（8件）。
 - ・ 計画上の公表期日よりも遅れて、調査結果を公表していた（8件）。
 - ・ 計画上の公表方法とは異なる方法^(注3)で、調査結果を公表していた（4件）。
- ➡ 実査中に発生した不整合（合計4件（全体の15.4%））
- ➡ 集計・公表段階で発生した不整合（合計20件（全体の76.9%））
- ➡ 集計・公表段階において、計画との不整合が発生しやすいことが判明

注1) 一つの統計調査で複数の不整合事案が見つかった場合もある。

注2) 調査計画では、本省から直接報告者に調査票を配布・回収するとしていたところ、実際は民間事業者が配布していた事案等が含まれる。

注3) 調査計画では「厚生労働省HP及びe-Stat」で結果を公表するとしていたにもかかわらず、厚生労働省HPに結果を掲載していなかった事案等が含まれる。

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

令和4年度におけるPDCAによる点検・評価結果（今後の再発防止対策等）

主な不整合事案	不整合への対応、再発防止策例
集計事項の未集計・未公表 (実際にあったケース： 「集計区分の一部が未集計である」といった不整合があつた。)	<p>【不整合への対応】</p> <ul style="list-style-type: none">過去の調査票情報を基に、調査計画と合致した集計表を作成した上で、e-Statへの追加掲載を行う。 <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none">調査計画どおり集計・公表するための業務マニュアルを整備するとともに、当該マニュアルに沿って、作業担当ラインで役割分担（たとえば、係員は計画と集計表に齟齬がないかといった形式チェックを行い、係長は他表との関連チェック^(注)等の内容チェックを行う）を決めた上で作業し、担当ラインの補佐が最終チェックを行うよう、業務を見直す。
調査結果の公表遅延 (実際にあったケース： 調査結果の公表が、承認を受けた期日から遅延した。)	<p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none">次回調査では公表遅延が発生しないよう、調査担当者任せにせず、上司も進捗管理を行う。集計作業を担当する都道府県労働局等が作業しやすいよう、集計用プログラムの改善等を行う。報告者（自治体）への照会事項を可能な限り集約し、照会回数を減少させることで、事務の効率化を図る。従来オンライン調査票に誤記載があるとエラーメッセージが表示されていたが、報告者が気づかないまま調査票を提出する場合があったため、メッセージの表示位置を分かりやすくすることで、記載内容の不備による照会回数を減少させる。
調査系統の乖離 (実際にあったケース： 調査計画では、本省から直接報告者に調査票を配布・回収するとしてたところ、実際は民間事業者が配布していた。)	<p>【不整合への対応】</p> <ul style="list-style-type: none">次回調査までに、実査と調査計画における調査系統が一致するよう、調査計画を変更する。 <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none">今後、調査計画を変更する際は「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請マニュアル」（総務省政策統括官（統計制度担当））を熟読し、計画全体が実務と整合しているか確認するとともに、担当者の統計業務への理解を深められるよう、担当者の年間スケジュールに「厚生労働省内の統計調査に係る研修受講」等を設ける。加えて、上席も、調査計画の履行状況を隨時確認する。

2. 情報システムの適正化

【参考】次期統計処理システムの対応方針

- 次期統計処理システムについては、以下の対応方針で推進することとしている。

主な観点	対応方針
ドキュメントの適正管理 ① 利用者が自由にデータやプログラムを作成・修正して、設計書等も一元管理されておらず、プログラムやドキュメントの修正履歴等の確認が困難な状態であり、適正な管理へと見直す必要がある	業務面の見直しもセットで推進することによって、ドキュメント・プログラムを適正に管理できる仕組みを構築する
クラウド利用の推進 ② 現状はオンプレミスで構成され、ハードウェアや機能追加を容易には行えず、数年ごとの機器更改が必要であり、この状況を解消する	当初想定していたとおり、現行のオンプレミスからクラウドでの構築を目指す (OSや文字コード、固定長ファイル等の考慮すべき事項は存在するため、詳細については継続検討が必要)
ノンプログラミングツールの活用 ③ 厚生労働省独自の簡易プログラミング言語であるSAMAS・DICS64への技術者の減少に対応し、ノンプログラミングツールの活用を検討する	既存プログラム資産をノンプログラミングツールへ移行する際の課題を踏まえ、当面の対応としてはSAMAS・DICS64を残しつつ、「汎用集計ツール」の活用可能性を含めて、ノンプログラミングツールの導入を検討する
データベース化 ④ 調査票データをテキスト保存していることによる同時更新の制約や、マスター管理・バージョン管理の問題を解消するため、データベース化を検討する	データの分散抑制（データ管理品質の向上）や活用を目的とし、登録データのデータベース化を検討する

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 統計データアナリスト・統計データアナリスト補研修の受講者数及び認定者数

	受講修了者数				認定者数				達成率	令和8年度末 目標数
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~8月)	計	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~8月)	計		
アナリスト	4	3	—	7	2	1	1	4	40.0%	10
アナリスト補（3コースとも）	14	19	4	37	5	9	2	16 (2)	47.1%	34

※ アナリスト補の認定者数のうち、（ ）内はアナリストの認定も受けている者である。

(2) 統計研修・統計情報処理研修の受講者数

		受講者数			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~8月)	計
スキルレベル別研修	ライブ配信・集合研修	131	211	141	483
	eラーニング研修（※）	(1441)	676	370	2487
統計情報処理研修 (プログラム研修等)	集合研修	60	69	67	196

※ 令和4年度以降のeラーニング研修の受講者数は、理解度テストを合格した者の数であり、本省以外の職員を含む。

（令和3年度のeラーニング研修は理解度テストを完備していないことから、令和4年度以降との比較には注意を要する。）

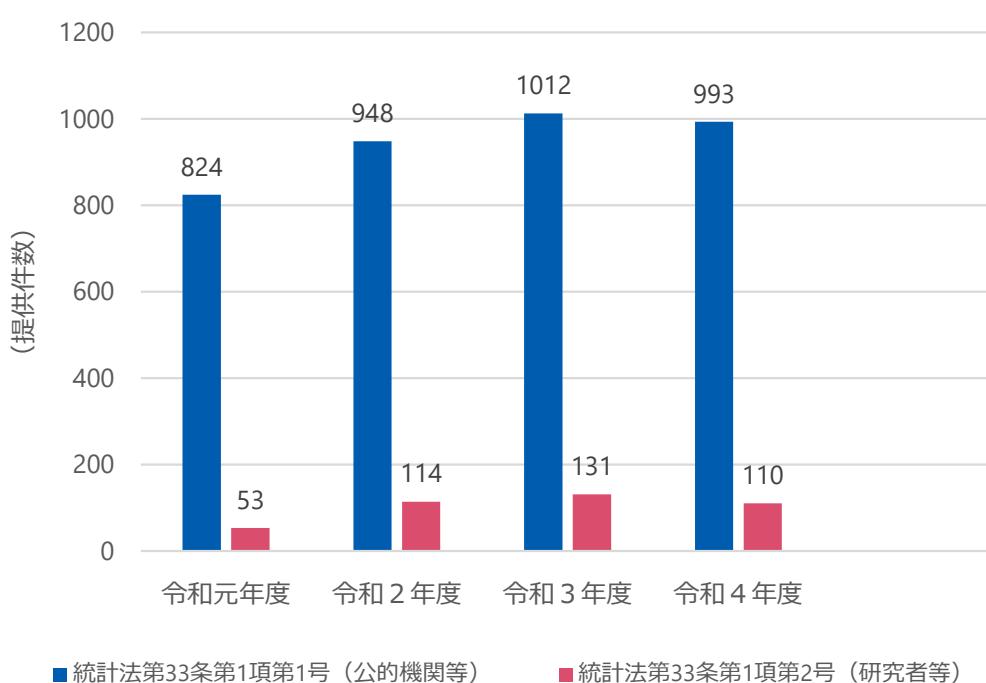
4. データの利活用・一元的な保存の推進

調査票情報利用の状況①

- 調査票情報の提供件数・申出件数ともに傾向としては増加。

※ 当初目的の範囲内での継続利用で最新調査年の提供を受ける場合、利用期間を1年間とし、手續は当初と同じ利用申出を行うこととしていたが、令和4年度半ばから、研究期間中の複数年利用を認め、最新調査年の提供を行う手續は「変更申出」として受理するなどの効率化を行ったこと等により、提供件数は減少。

調査票情報の提供実績（省全体）



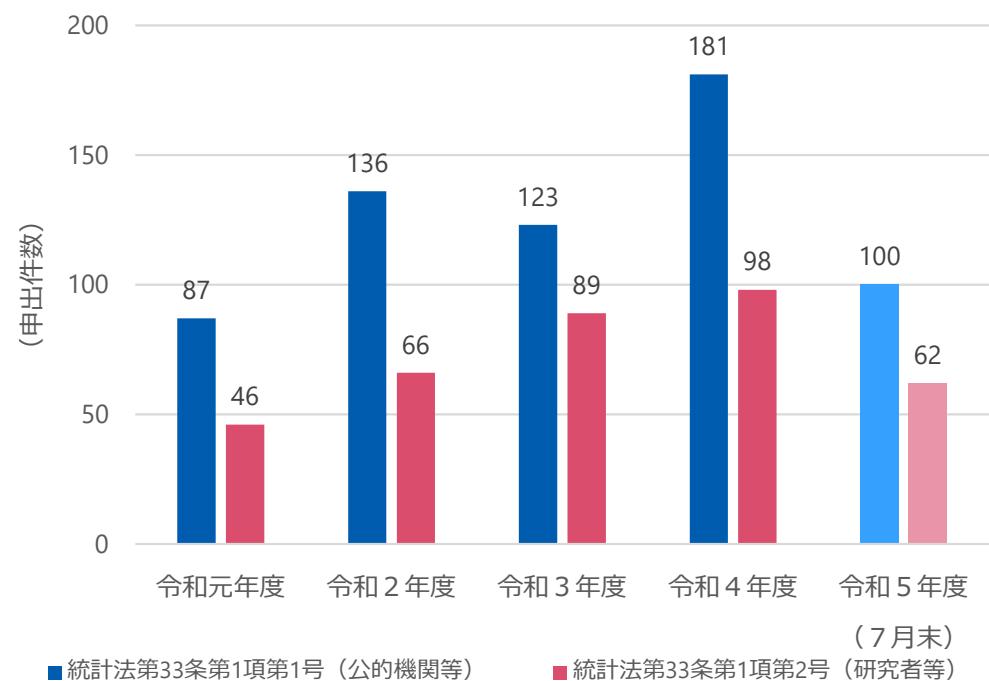
■ 統計法第33条第1項第1号（公的機関等）

■ 統計法第33条第1項第2号（研究者等）

（資料出所）総務省『統計法施行状況報告』（各年度）

（注）1. 厚生労働省が所管する基幹・一般統計について、統計調査別に提供した件数を合計（例1つの申出に3統計調査の提供依頼があれば3件と計上）。
2. 各年度に利用を開始したもので、変更申出を含まない。

調査票情報の利用申出件数（統計部局所管統計）



■ 統計法第33条第1項第1号（公的機関等）

■ 統計法第33条第1項第2号（研究者等）

（資料出所）厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

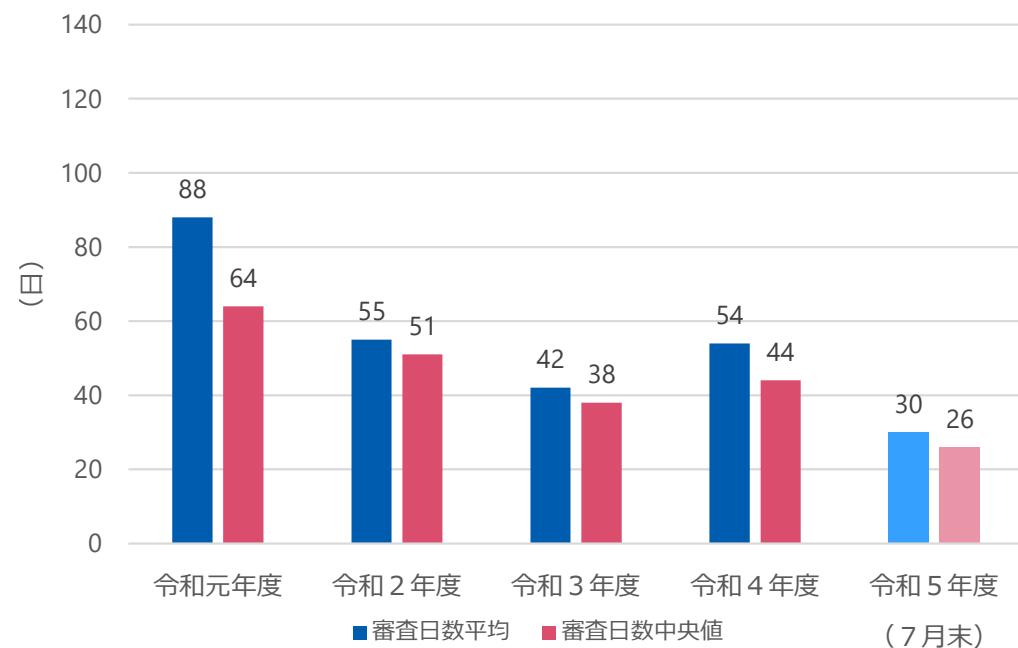
（注）1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する基幹・一般統計に関する申出件数。
2. 各年度に利用を開始したものの他、変更申出を含む。
3. 行政運営資料の作成等を目的に、自治体が調査票情報を用いる際の申出を、定期的に受け付け、まとめて審査を行っているが、当該申出に係る件数は含めていない。

調査票情報利用の状況②

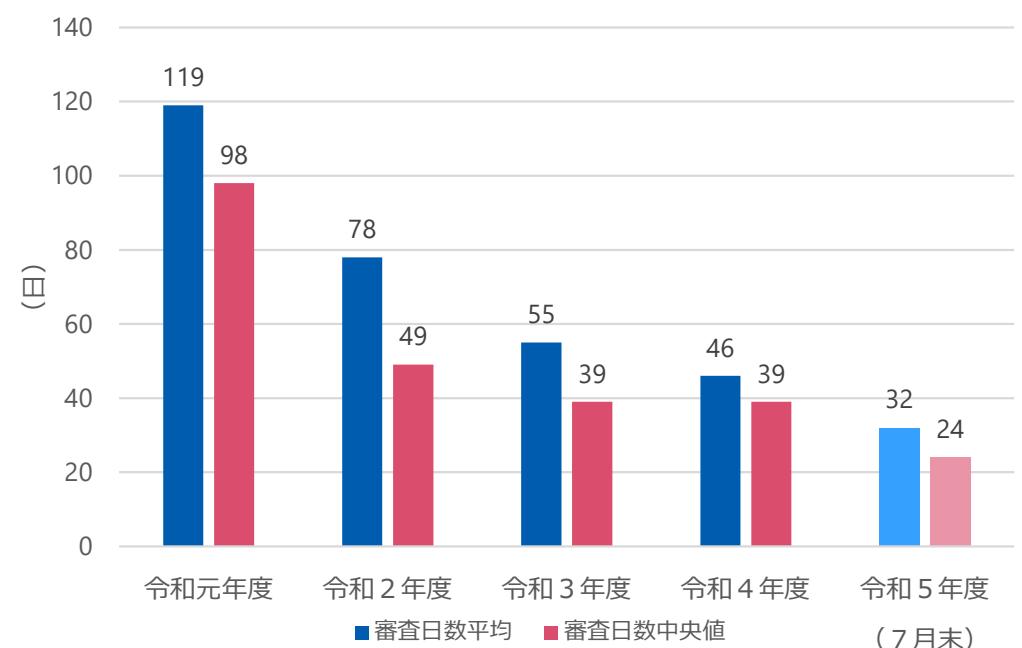
- 申出1件当たり審査日数（統計部局所管統計）は、公的機関等に係る令和4年度分を除き、傾向としては減少。
- 令和4年度は、申出件数の増加、審査担当者の人事異動、申出者（自治体）の事情（例：利用に当たって有識者への依頼・調整が必要な場合、内諾まで審査を行うが、正式申出は依頼・調整後に実施。）で時間を要する案件がみられたこと等により、日数が増加。
- 令和5年度は、令和4年度の手続の効率化に加え、申出様式の記載例を整備し記載内容を平準化する等の規制改革実施計画への対応を一部先取りし実施したことで、審査日数はさらに減少。

調査票情報の利用申出（統計部局所管統計）に係る申出1件当たり審査日数

統計法第33条第1項第1号（公的機関等）



統計法第33条第1項第2号（研究者等）



(資料出所) 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

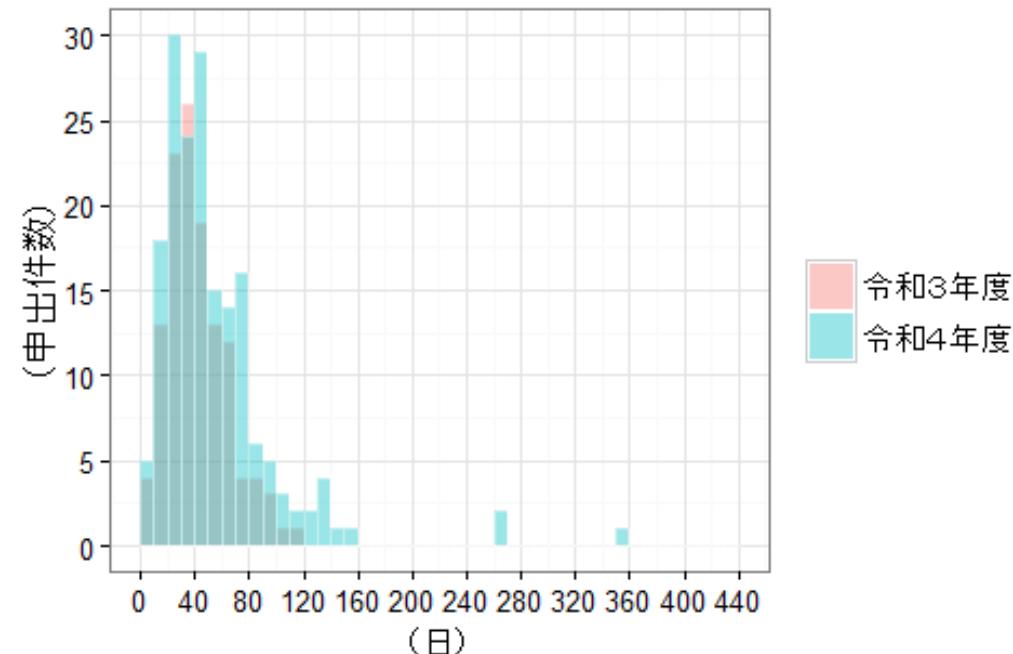
- (注) 1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する基幹・一般統計に関する申出1件当たりの審査日数。
2. 各年度に利用を開始する申出の他、変更申出を含む。
3. 行政運営資料の作成等を目的に、自治体が調査票情報を用いる際の申出を、定期的に受け付け、まとめて審査を行っているが、当該申出に係る申出分は含めていない。
4. 申出者が修正等に要した日数の他、土日祝日を含む。
5. 審査継続中の申出分は含めていない。

調査票情報利用の状況③

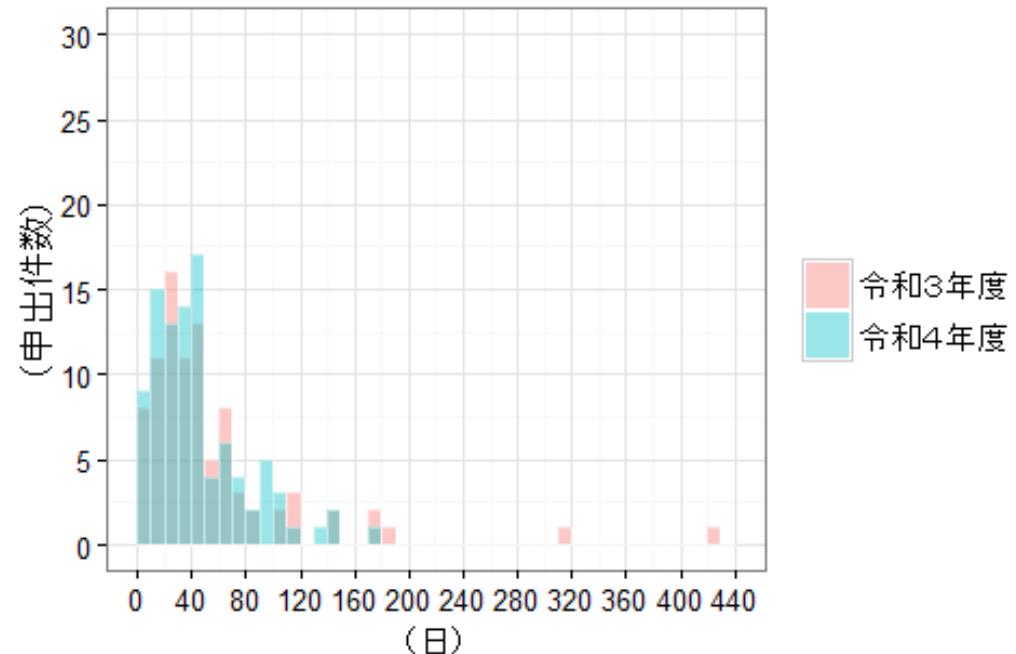
- 令和4年度の審査日数の分布（統計部局所管統計）をみると、全体の75%は65日以内に審査を終了。全体的に申出件数が増加し、長期化する案件も増加。
- 公的機関等による申出では、申出者（自治体）の事情で時間を要する案件がみられた。
- 研究者等による申出では、内諾から正式承認までのレスポンスが遅く遅延した案件もあったが、手続を「変更申出」にすることや、多くの調査票情報を利用する際に分割申出にして頂く等のご協力も頂けたことで、長期化する案件は減少。
※ 手續の迅速化のためには、当省における手續の効率化だけでなく、申出者における適切な手續・日々の管理を一体的に進める必要。（申出期間を過ぎての利用延長相談、成果報告書が提出されない等の問題が生じないようにする。）

調査票情報の利用申出（統計部局所管統計）に係る審査日数の分布

統計法第33条第1項第1号（公的機関等）



統計法第33条第1項第2号（研究者等）



（資料出所）厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

- （注）1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する基幹・一般統計に関する申出1件当たりの審査日数。
- 各年度に利用を開始する申出の他、変更申出を含む。
 - 行政運営資料の作成等を目的に、自治体が調査票情報を用いる際の申出を、定期的に受け付け、まとめて審査を行っているが、当該申出に係る申出分は含めていない。
 - 申出者が修正等に要した日数の他、土日祝日を含む。
 - 審査継続中の申出分は含めていない。

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）のポイント

（調査票情報の円滑な二次的利用の確保部分）

ウ 公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保

総務省及び統計所管府省庁は、学術研究の発展及びE B P Mの推進を図る観点から、**基幹統計及び一般統計等の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者への提供を迅速化及び円滑化**するため、**必要なりソースを確保の上**、以下の措置を講ずる。具体的な検討に当たっては、統計調査に対する国民の信頼や協力を確保するため、**個人情報等の適切な保護を確保する必要があることに留意する。**

＜光ディスクを利用して調査票情報を提供する場合＞

a 総務省は、統計所管府省庁の提供の**審査を標準化・効率化**するため、審査の趣旨及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手。 【令和5年度上期措置】

①

b 統計所管府省庁は、提供までに要する期間を**令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中に特段の事情がある統計を除き平均1週間以内**、かつ、遅くとも**4週間に短縮**。 【令和5年度措置又は6年度措置（一部7年度措置）】

c 総務省は、研究者等向けの一元的な相談窓口を設置し、研究者等のサポートを実施。必要に応じ、統計所管府省庁に対し、個別の処理状況の確認、迅速化の要請等の措置を講ずる。 【令和5年上期措置】

総務省は、**統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理**し、その概要を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言や所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。 【令和6年上期措置】

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）のポイント（続き）

（調査票情報の円滑な二次的利用の確保部分）

＜リモートアクセスによる提供の早期実現化＞

- d 総務省は、調査票情報の提供について、**リモートアクセスの実証実験を開始。** 【令和5年7月末までに措置】
- 相当数の総務省所管統計について、リモートアクセスによる提供を開始。 【令和5年度中に措置】
- 2 統計所管府省庁の**全ての所管統計**について、**リモートアクセスによる提供を可能にする。** 【令和7年度措置】
- 総務省は、リモートアクセスの設計等の際、利用サーバー等のオンサイト施設との共通化を検討。 【令和6年度措置】

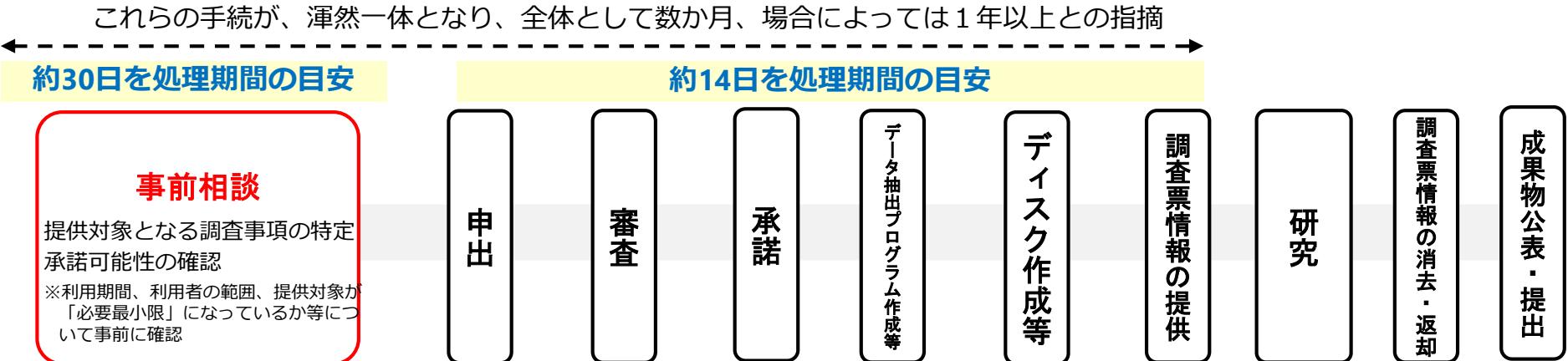
＜その他＞

- e 総務省は、審査の標準化及び効率化徹底の観点から、**審査体制の一元化**を検討。 【令和5年度検討・結論】
- f 総務省は、研究者等の二次的利用の円滑化等のため、公的統計に関するメタデータの整理を加速し、関係する全てのデータの機械可読化推進のための**リソースの確保を含む工程表**を作成。また、リモートアクセスによる調査票情報の提供の工程表も作成。 【令和5年上期措置】
- g 総務省は、複数の調査票情報を回答者ごとに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、**回答者を紐付ける方策**について検討。 【令和5年度検討・結論】
- h 総務省は、**地方が作成する統計の円滑な二次的利用**を図るため、地方自治体に対し、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じて要望。また、その求めに応じて、地方が作成する統計をリモートアクセスによる提供の対象とすることも検討。 【令和5年度措置】

令和5年度の調査票情報の提供早期化のイメージ

○令和5年度は、**現在のソリューション**で対応可能な限りの効率化を図る。（目標1か月以内）

【現在の提供フロー】



【令和5年度の方向性】



【令和6年度以降】

平均7日程度
(遅くとも4週間)

※総務省と連携して、今後検討されるシステム整備等に協力し、迅速・円滑な手続を目指す。

【令和5年度における迅速化・円滑化のための取組】

○事前相談

- ・申出様式の記載例を作成し、記載内容を標準化（HPで掲載）
→申出者の**資料作成+審査を効率化**
- ・日数上のウエイトを占めていた提供項目の「必要最小限」の確認は、研究上、当該情報が必要情報であることを様式上で明瞭化し、個々の項目の必要性を問わない（記載例としても提示）
→研究内容に立ち入らず、**客観的・外的**に**必要性を判断**

○申出・データ提供

- ・**訓令を改正し、決裁を効率化**（部局長決裁を課室長決裁に）
- ・研究上必要な情報として申出あれば、個々の項目の必要性を問わず全ての項目を提供（記載例としても提示）
→提供データは案件単位で**オーダーメードするのではなく、概ね統一化**

厚生労働省HPに掲載している申出書の記載例

https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/newpage_29379.html

The screenshot shows the MHLW homepage with a search bar containing '調査票情報を利用したい方'. Below the search bar, there are several search results, with the first one being a link to '統計情報・白書' (Statistical Information - White Paper).

ホーム > 統計情報・白書 > 調査票情報を利用したい方 > 申出様式やよくある質問等

申出様式やよくある質問等

申出様式やよくある質問

- ▶ 申出様式や利用する調査票情報について
 - 厚生労働科学研究費等の補助を受ける研究で調査票情報を利用する方向けの申出様式等
 - ・ **申出様式**
 - ※記入例を踏まえ様式を作成いただくことが迅速・円滑な提供につながります。
 - ・ **利用する調査票情報について** (利用する調査票情報のことであるため、必ずご質ください。)
- 行政機関（地方府、地方自治体）向けの申出様式等
 - ・ **申出様式**
 - ※記入例を踏まえ様式を作成いただくことが迅速・円滑な提供につながります。
 - ・ **利用する調査票情報について** (利用する調査票情報のことであるため、必ずご質ください。)
- 独立行政法人・国立大学法人（組織としての申出）向けの申出様式等
 - ・ **申出様式**
 - ※記入例を踏まえ様式を作成いただくことが迅速・円滑な提供につながります。
 - ・ **利用する調査票情報について** (利用する調査票情報のことであるため、必ずご質ください。)

統計情報・白書

- 各種統計調査
- 白書、年次報告書
- 調査票情報を利用したい方

関連リンク

情報配信サービススマートカレンダー

子どものページ

手順の順序ごとにフォルダ分け

名前

- 01申出
- 02依頼書（承認後に提出するが申出時に案として提出）
- 03申出内容を変更するとき
- 04利用終了後（報告書）

フォルダ内には記載例入りの様式を格納

名前

- 【協力者】研究協力者【記入例付き】.docx
- 【様式第1号】**第33条第1項第2号【記入例付き】.docx**
- 【様式第5号】調査票情報に係る管理簿【記入例付き】.xlsx
- その他の提出書類（様式1号と別紙の中に記載例として示したもの）.txt

① その他	・文字コード SJIS ・不要項目の処理 ブランク
	2. 同上
	3. □
(4) 利用する調査事項（調査票情報の名称） <p>1. ○○調査における調査票情報の全て。本研究において当該調査票情報を利用して作成する主たる結果表は別添●参照。 この結果表の作成に当たって、調査事項の□□、△△を利用する。調査事項の■■、▲▲は、この結果表及び結果表を踏まえた分析をするに当たっての制御変数等として利用する。</p> <p>この結果表に示す調査事項以外にも、申し出た全ての調査事項は、本研究（詳細は利用目的に記載）に必要な分析（回帰分析等）に利用する。 参考：別添1-1（○○調査票）の着色部分のとおり</p> <p>2. 別添1-2（○○調査票）の着色部分のとおり</p>	
2 調査票情報の利用目的等 <p>(1) 利用の区分</p> <p>ア 利用形態の区分（※該当する項目をチェックしてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 調査票情報を利用して行う統計の作成</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 調査票情報を利用して行う統計的研究</p> <p>イ 利用の区分（※該当する項目のいずれかをチェックし、内容を記載してください。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 規則第11条第1項第2号の場合</p> <p>（公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等）</p> <p>（補助に係る内容）</p> <p>厚生労働科学研究費補助金、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）「○○の疾病に関する研究」の一環として、○○調査を利用し、○○の実態及び動向を正確に把握するための基礎資料を得る。 この後に続けて、この研究全体の概要（どういう目的で何を実施するのか）を記載してください。</p> <p>(2) 利用目的</p> <p>ア 調査研究の名称</p> <p>厚生労働科学研究費補助金、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）「○○の疾病に関する研究」</p> <p>イ 調査研究の必要性</p> <p>【記載いただきたいこと】</p> <p>まず、この研究の必要性、意義、期待される効果を記載してください。 この後に続けて、「そのため、提供を受ける○○調査の調査票情報を利用する必要がある」と結んでください。</p>	

作成者
提供する調査票情報のレイアウトは利用上必須のものであり、また、調査票情報の構造の御理解にも資するため、参考資料として添付します。

※申出書案を送付いただいた後にレイアウトをお送りします。

作成者
調査事項を指定する場合は、レイアウトに着色をお願いします。
この場合でも、1と同様に主たる結果表等の記載をお願いします。

※申出書案を送付いただいた後にレイアウトをお送りします。

作成者
e-Statに掲載されている統計表以外の統計表を作成する場合は、チェックをお願いします。

作成者
集団の傾向等の把握のために回帰分析を行って回帰式を推定する研究等を行う場合は、チェックをお願いします。

作成者
【提出書類】
補助対象として認められていることが分かる以下の資料（補助に係る申請資料。新たに作成いただくものではありません）を提出ください。
（例：研究の承認通知（必須）、交付決定通知書（申請時にあれば）、研究計画（研究概要、研究期間、研究メンバー等が分かるもの）（必須））

返信 解決

作成者
提供する調査票情報が、研究でどのように利活用され、どのような公益性をもたらすのかを当省としては理解したく、記載をお願いします。

令和6年度概算要求額 0.4億円（－億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)では、調査票情報を利活用するユーザー(研究者等)からの要請に応えるため、調査票情報のオンライン利用の更なる充実等が求められている。また、令和5年3月の規制改革推進会議医療・介護・感染症対策WGでは、当省における対応を皮切りに利活用促進に関する議論がなされ、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)において、調査票情報の円滑な二次的利用の確保が求められており、ユーザー視点に立った利活用促進は重要な課題である。
- 政府統計の半分程度の利活用は当省であり、そのニーズや期待は大きいため、それに応えるための環境を整備する。

2 事業の概要・スキーム

①オンライン利用の更なる充実

現在、オンライン施設には直近で実施した調査の調査票情報を登録しているが、当省が保管する過去分についても登録することで、オンライン施設で全ての調査票情報が利用でき、そこで完結する環境を整備し、利用者の利便性を確保する。
(現在、約170本の調査票情報を登録。未登録分は約180本。)

②調査票情報の構造（データ構成）等の周知

提供に係る書面手続（目的、分析方法、要件確認等）の後に、実際の調査票情報を提供するため、利用者は事後的にしか調査票情報の構造や特性等が把握できず、特に利用が初めての者は分析方法等の検討が困難。円滑な申請・利用につなげるため、各統計調査の特性に応じたダミーデータや調査事項一覧等を作成・提供する。

ダミーデータのイメージ

19800101200500000021	…
19901212100350000016	…
19950520200410000047	…
19670091217000000001	…

Aさん
Bさん
Cさん
Dさん

19800101200500000021	…	19901212100350000016	…
19950520200410000047	…	19670091217000000001	…

生年月日 性別 年収 居住地

調査事項一覧のイメージ

	性別	～	所得
S50	○		
～	○	○	
R5	○	○	○

Aさん、Bさん
(同一世帯)
Cさん
Dさん
(Cとは別世帯)

3 実施主体等

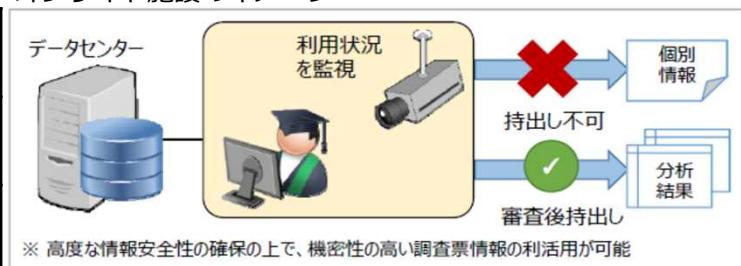
実施主体：国（民間委託）

KPI：オンライン施設で利用できる統計調査の拡充
(約170本→約350本)

調査票情報の提供件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
政府全体	2,218	2,384	2,447
うち厚労省	877	1,062	1,143

オンライン施設のイメージ



オンライン施設への登録状況（令和5年9月1日現在）

(利用実績の高い統計調査)

	調査名	利用可能年次	利用実績(※) (件)
1	人口動態調査	平成28～令和2年	7
2	国民生活基礎調査	平成22～30年、令和元年	3
3	賃金構造基本統計調査	平成13～令和3年	11

(その他利用可能な統計調査)

		利用可能年次	利用実績(※) (件)
4	医療施設調査	平成22～令和元年、3年	0
5	患者調査	平成14、17、20、23、26、29、令和2年	0
6	薬事工業生産動態統計調査	平成28、29年	0
7	国民健康・栄養調査	平成12～30年	1
8	病院報告	令和元～3年	0
9	介護サービス施設・事業所調査	令和元年	0
10	21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	平成28年(第1回～第15回)	0
11	21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	令和3年(第1回～11回)	0
12	21世紀成人者縦断調査(平成24年成人者)	令和2年(第1回～第9回)	1
13	中高年者縦断調査	令和元年(第1回～第15回)	1
14	就労条件総合調査	平成29～令和3年	0
15	医薬品・医療機器産業実態調査	平成27年度～令和2年度	0

計 24件

(注1) 利用実績は、令和元年5月1日からの申出件数である。

(注2) 医療施設調査の令和2年分は、現在、登録準備中。

5. EBMの実践を通じた 統計の利活用の促進

令和5年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
 - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
 - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
 - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
 - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
 - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考しつつ、改善を図る（※参考）。
 - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
 - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※1）に該当する事業（ただし、除外基準（※2）に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

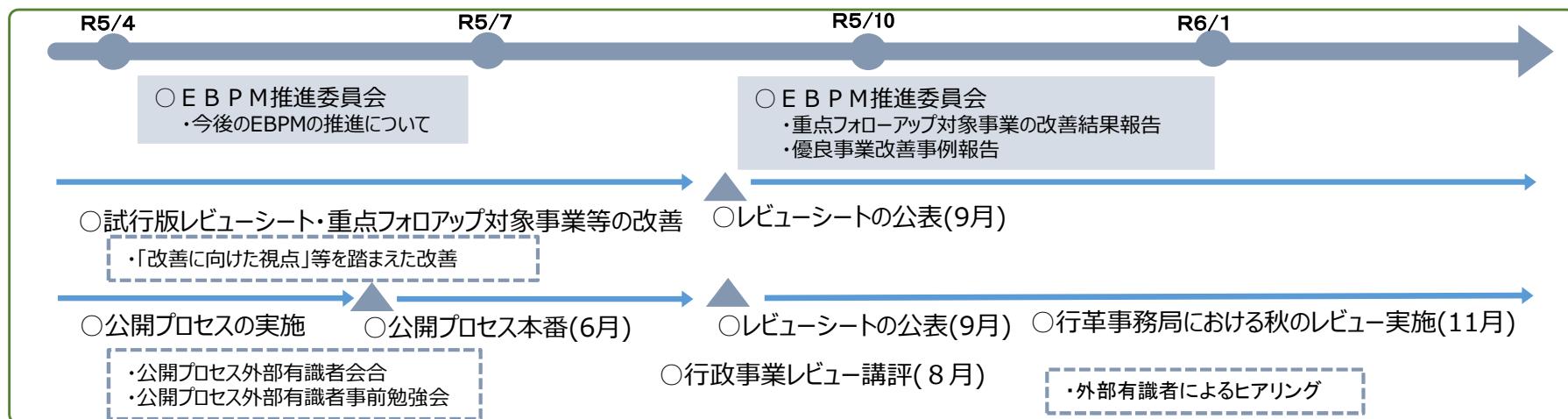
※1 一定の選定基準（今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定）

概要		
事業		
① 新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業	
② モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。	
③ 大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業	
④ ①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業（新規事業がない場合は③以外の既存事業） のうち、最も要求額が大きい事業（部局単位） なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。	

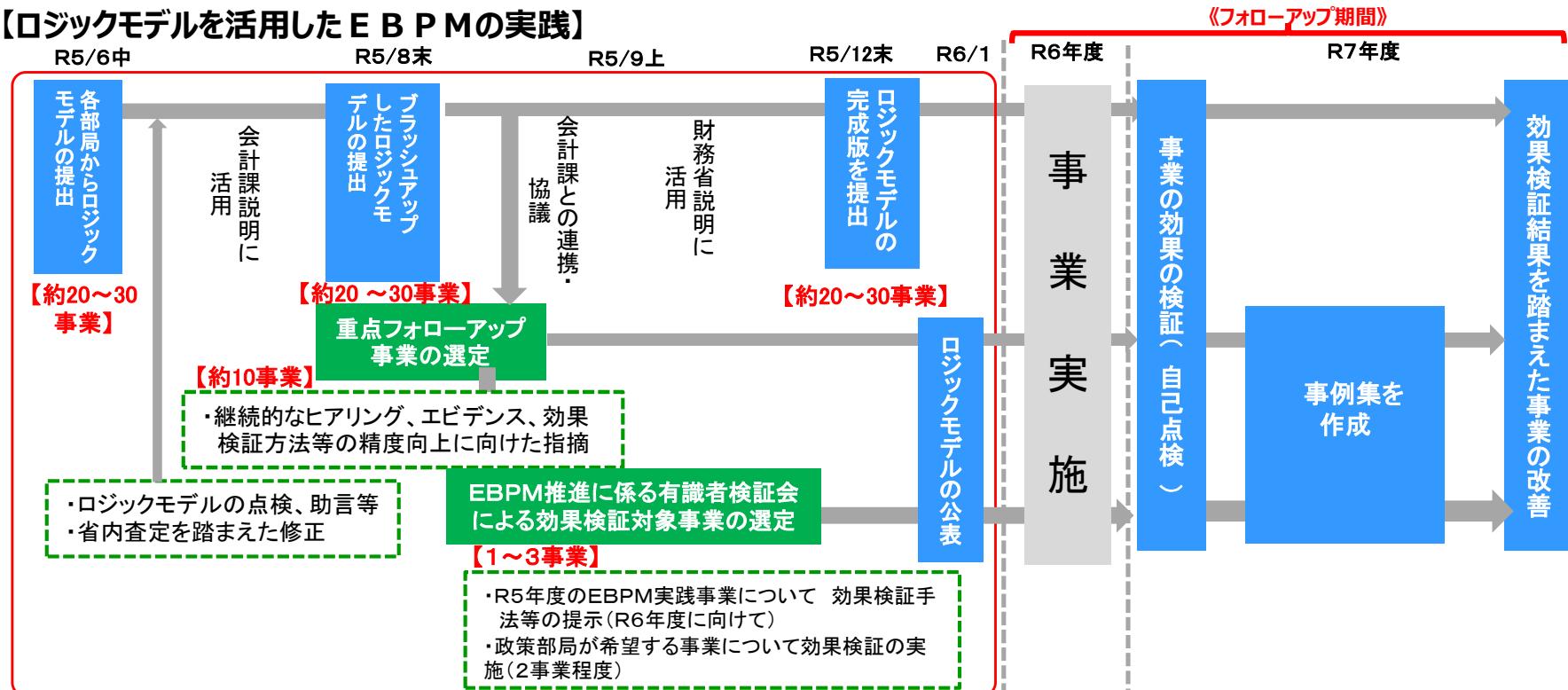
注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

令和5年度EBPMの実践のスケジュール

【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】



【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

設置の目的

厚生労働省では、令和元年度からEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、令和2年度から厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催している。

検証事項

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

- ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
- ② 予算過程での反映方法に係る検証
- ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
- ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

構成員

◎田中 隆一	東京大学社会科学研究所 教授（令和2年度、3年度、4年度構成員）
野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授（令和2年度、3年度、4年度構成員）
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授（令和2年度構成員）
森川 想	東京大学大学院工学系研究科 講師（令和2年度構成員）
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授（令和3年度構成員）
伊藤 伸介	中央大学経済学部 教授（令和3年度、4年度構成員）
高久 玲音	一橋大学経済学研究科 准教授（令和4年度構成員）

注：◎は座長、敬称略

E BPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E BPMの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするために、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）にE BPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内でE BPMに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E BPMの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に厚生労働省HP等で公表し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、内閣官房行政改革推進本部事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の実績】

- 令和3年度においては、25名のメンバーが参加し、6つのサブチーム（① 医療費・医療保険、②働き方改革・労働基準、③子ども・雇用均等、④生活困窮者、⑤障害者雇用、⑥人材開発）を設置した。
- 時間外労働の上限規制の分析結果については、令和3年12月27日に厚生労働省HP等で公表した。
- 生活困窮者自立支援制度の分析結果については、令和4年4月11日に厚生労働省HP等で公表し、「週刊社会保障」6月6日号に掲載した。

【令和4年度の実績】

- 令和4年度においては、42名のメンバーが参加し、2回の全体会合及び4回の進捗報告会を開催した。
- 同一労働同一賃金の分析結果については、令和5年1月16日に厚生労働省HP等で公表した。

【令和5年度の活用内容・今後の予定】

- 令和5年度においては、21名による新体制でサブチームを構成。分析テーマごとに分析を実施し、順次、分析結果を厚生労働省HP等で公表予定。

労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、（独）労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し、「E BPMセミナー」を開催。
- 令和2年度第1回 令和2年8月6日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE BPMに向けて～」（JILPT）
- 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」（若手チーム）等
- 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告（JILPT）
- 令和3年度第2回 令和4年3月24日 演題：「公共職業訓練（離職者訓練）とE BPM」（JILPT）等
- 令和4年度第1回 令和4年9月16日 演題：「非正規雇用と同一労働同一賃金」（JILPT）
- 令和4年度第2回 令和5年3月3日 演題：「同一労働同一賃金の効果検証」（若手チーム）等

今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

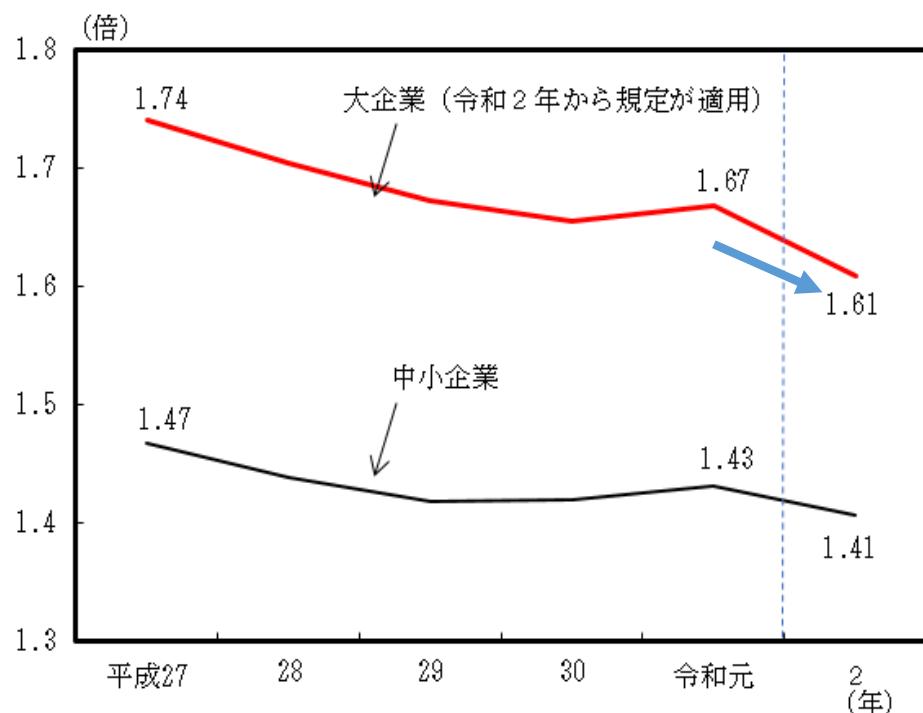
EBPMの分析レポート（同一労働同一賃金の効果検証） 概要（※1）

○令和2年4月にいわゆる同一労働同一賃金に関する規定が大企業のみに適用された効果について、差の差（Difference-in-Difference）分析やロジスティック回帰分析の考え方を用いて、分析を行った結果、下記のとおり、正規雇用労働者とパート等（※2）との間の不合理な待遇差の解消に向けた取組がなされていることが示された。

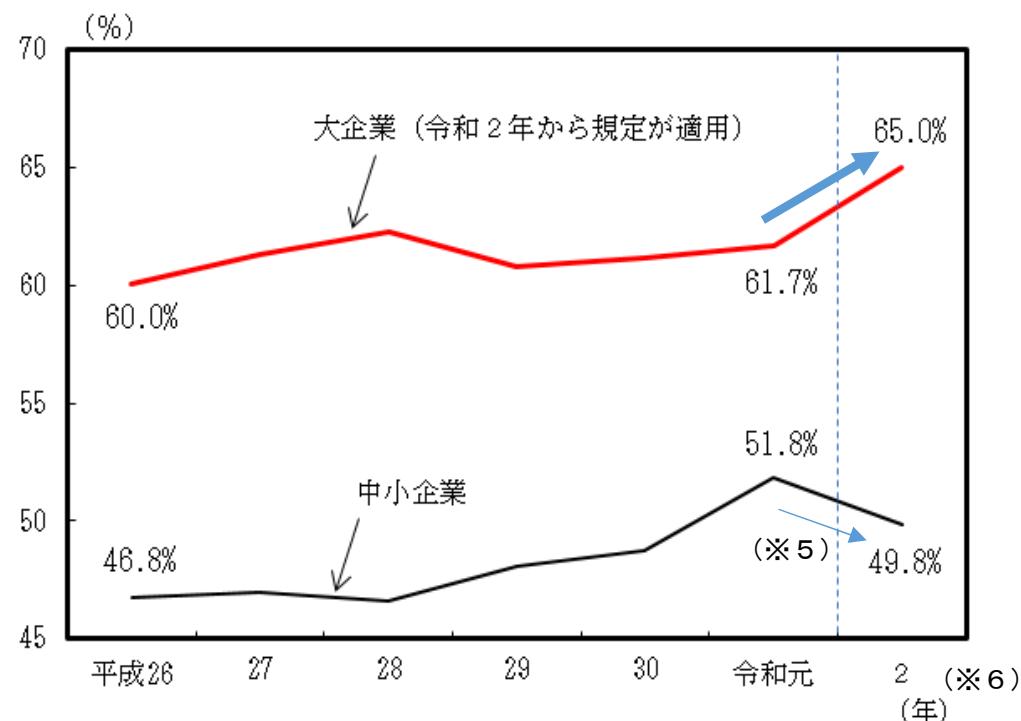
（分析1）同一事業所内の雇用形態間の時給差は、令和2年の大企業において大きく縮小しており、その効果は、令和元年における時給差の10%程度相当（※3）である。

（分析2）パート等へのボーナス（賞与、期末手当等の特別給与）支給事業所割合は、令和2年の大企業において上昇しており、中小企業と比較してロジスティック回帰分析の結果得られた上昇幅は、6～7%ポイント程度である。

（分析1）雇用形態間の時給差（※4）の推移



（分析2）パート等へのボーナス支給事業所割合の推移



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を基に、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）において集計。

（※1）本分析レポートは、プロジェクトチームにおけるEBPMの分析結果を取りまとめたものであり、事業所管部局の公式見解を示すものではないことに留意が必要である。

（※2）「パート等」とは、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び臨時労働者のことである。

（※3）「時給差の10%程度相当」は、重回帰分析により、他の要素を統制した上で見られる効果の程度。詳細は本レポートの注17を参照のこと。

（※4）雇用形態間の時給差として、パート等の時給を1とした時の正規雇用労働者の時給の値（倍率）を算出し、（分析1）の図の縦軸としている。

（※5）令和元年から2年にかけて、中小企業におけるパート等へのボーナス支給事業所割合が低下しており、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等による可能性がある。

（※6）グラフの横軸に当たる年は、調査年ではなく、それぞれ所定内給与等やボーナスが支給された年を示している。